

船橋市児童相談所基本構想改訂検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所の設置に向け、令和3年7月に策定した基本構想について、令和4年6月に公布された改正児童福祉法に規定されたこども家庭センターを位置付けるにあたり、有識者から意見を聴取するため、船橋市児童相談所基本構想改訂検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 船橋市児童相談所基本構想(令和3年7月策定)の改訂に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童相談所設置に関すること。

(組織等)

第3条 検討会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童相談所業務等に精通する者

2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に召集される検討会については、市長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、こども家庭部児童相談所開設準備課において処理する。

(災害補償)

第7条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。